

## ■行政手続等に関する押印見直しの全体概要

○市民、事業者等が提出する申請、届出手続等、合計3,794手続のうち、3,707手続(約97.7%)を押印が無くても受け付けています。(令和4年4月1日時点)  
 ー 各種補助申請手続についても同様に押印が無くても受け付けています。(以下の一覧に含まれていません)  
 ー 見積・納品・請求書についても同様に押印が無くても受け付けています。(以下の一覧に含まれていません)  
 ○押印が引き続き必要となる手続は、「契約書」や厳格な本人確認(印鑑証明を添付するなど)が必要な手続等となります。

部局	様式件数	押印不要	不要率	押印不要となった新たな手続	押印存続	押印存続となっている主な手続とその理由及び方向性
総務部	52	52	100.0%		0	—
企画部	83	83	100.0%		0	—
財務部	129	127	98.4%	・固定資産評価審査申出書 ・固定資産評価審査申出変更届	2	・大分市市税等口座振替依頼書自動払込利用申込書兼廃止届出書 (金融機関が届出印と照合する必要があるため)
市民部	415	401	96.6%	・出生届 ・婚姻届	14	・印鑑登録申請書 (印鑑登録制度においては、押印は制度そのものであるため。)
福祉保健部	1,130	1,127	99.7%		3	・災害援護資金借用書 (借用書としての厳格性が求められるため。)
子どもすこやか部	225	224	99.6%		1	・母子(父子・寡婦)福祉資金借用書 (借用書としての厳格性が求められるため。)
環境部	278	278	100.0%		0	—
商工労働観光部	41	37	90.2%	・寄附金税額控除に係る申告特例申請書	4	・中小企業信用保険法の規定による認定申請書 (原則金融機関等の代理申請により申請されることから、氏名の記載等のみでの真正性の確保が困難)
農林水産部	144	143	99.3%		1	・大分市農業集落排水処理施設使用料口座振替依頼書 (金融機関へ提出する通帳の届出印が必須のため)
土木建築部	163	152	93.3%		11	・土地境界確認申請書 (申請者及び市行政財産の確定に係る事務であるため、文書作成の真意確認、文書内容の真正性の担保が不可欠である。)
都市計画部	437	419	95.9%	・計画通知書(建築物)	18	・建築協定認可申請書 (同意者の財産である住宅の建築制限に係る事務であるため、本人の意思確認は不可欠である。また、同意者が多数であること、同意者と申請者が異なるという性質上、代替手段は困難であるため。)
教育部	201	190	94.5%		11	・奨学資金借用証書 (契約書に類するため)
上下水道部	195	190	97.4%		5	・大分市市税等口座振替依頼書自動払込利用申込書兼廃止届書 (金融機関が届出印と照合する必要があるため)
消防局	165	154	93.3%		11	・消防団員等福祉共済共済金支払請求書 (日本消防協会の意向が示されていないため)
議会事務局	0	0	—	—	0	—
会計課	0	0	—	—	0	—
監査事務局	0	0	—	—	0	—
選挙管理委員会	89	83	93.3%	・署名簿	6	・選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認) (国の法令等に規定されているため)
農業委員会	47	47	100.0%		0	—
総計	3,794	3,707	97.7%		87	